

## 蟹江町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

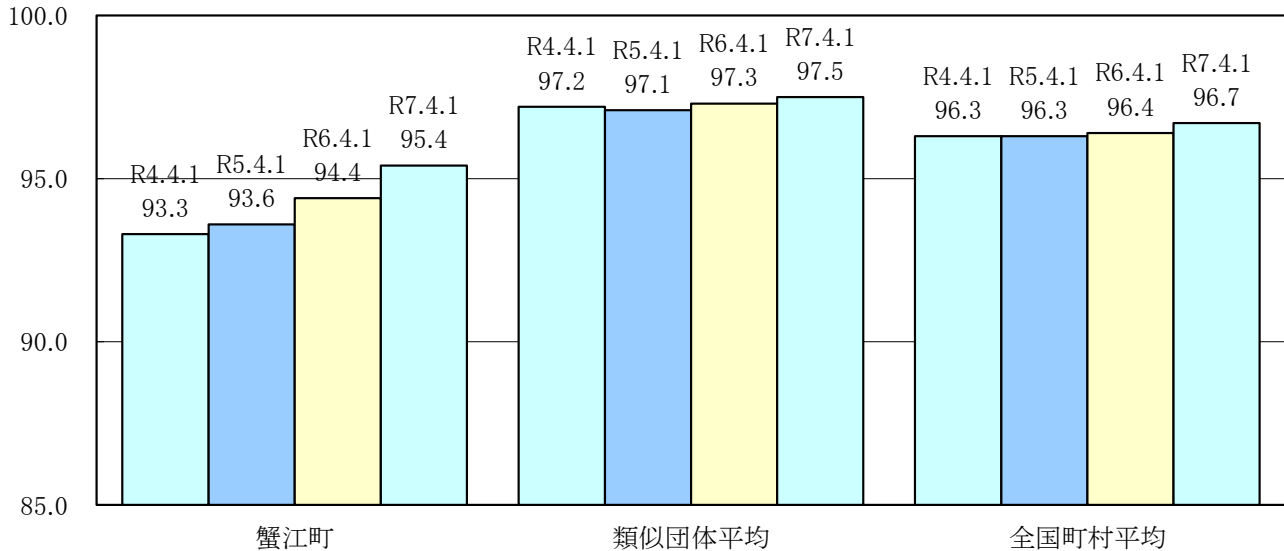
区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	36,824	13,883,353	412,135	3,102,114	22.3	22.5

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	288	1,005,439	214,709	425,034	1,645,182	5,712	5,979

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。  
 ※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

平均給与月額が低い職員の退職及び経験者加算のある職員の採用による変動

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な実施内容（未実施の場合は、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

##### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準7%に対し、蟹江町においても7%を支給。

（実施時期） 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、令和7年4月1日時点は7%、令和8年4月1日時点は8%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	7%	8%
蟹江町の支給割合	6%	7%	8%

##### ③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

#### (5) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蟹江町	38.0 歳	302,900 円	388,977 円	348,644 円
愛知県	41.7 歳	333,651 円	444,313 円	387,988 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	-
類似団体	41.3 歳	317,183 円	385,375 円	353,947 円

#### ②技能労務職

区 分	平均年齢	公 務 員				民 間			参 考 A/B
		職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
蟹江町	59.4 歳	4 人	242,700 円	277,125 円	259,700 円	—	—	—	—
うち学校給食員	59.8 歳	2 人	237,900 円	255,600 円	254,600 円	調理師	44.5 歳	288,300 円	0.88
うち自動車運転手	- 歳	- 人	-	-	-	-	-	-	-
うち保育所調理員	- 歳	- 人	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	52.3 歳	155 人	306,790 円	375,969 円	345,277 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	337,907 円	-	—	—	—	—
類似団体	51.4 歳	6 人	300,025 円	336,084 円	321,797 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
蟹江町	—	—	—
うち学校給食員	4,225,900 円	3,831,800 円	1.10
うち運転手	—	—	—
うち保育所調理員	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものについては公表していません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		蟹江町	愛知県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	230,900 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	199,100 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	—	184,900 円	—
	中学卒	—	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

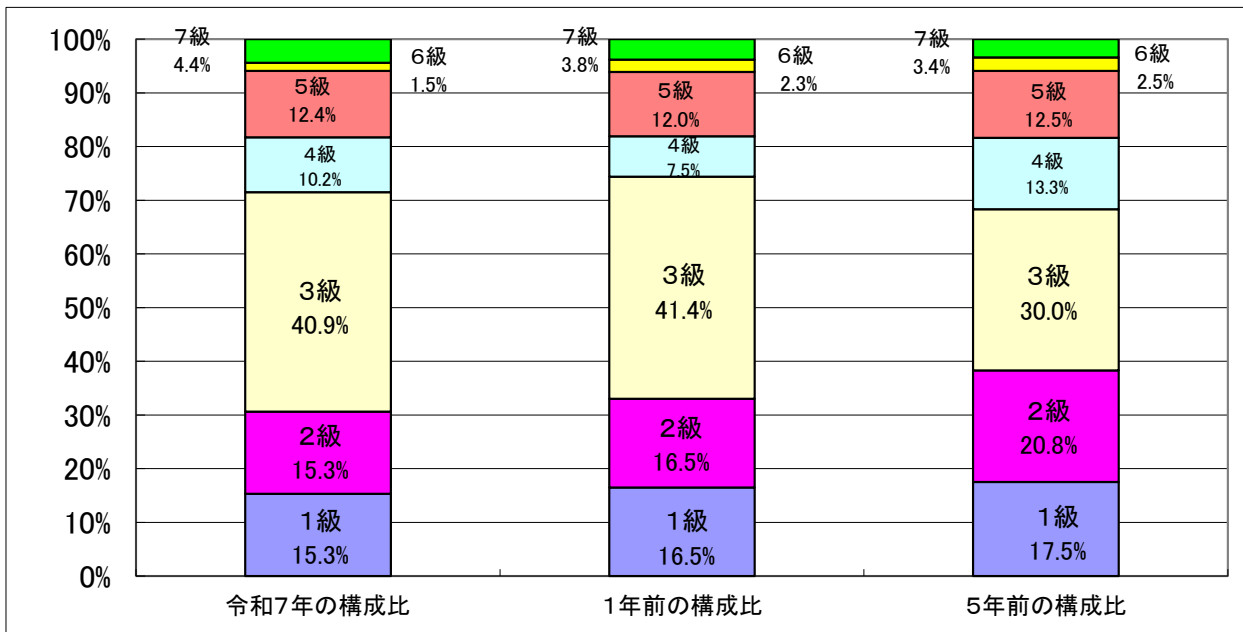
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	288,600 円	358,700 円	382,700 円	401,700 円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

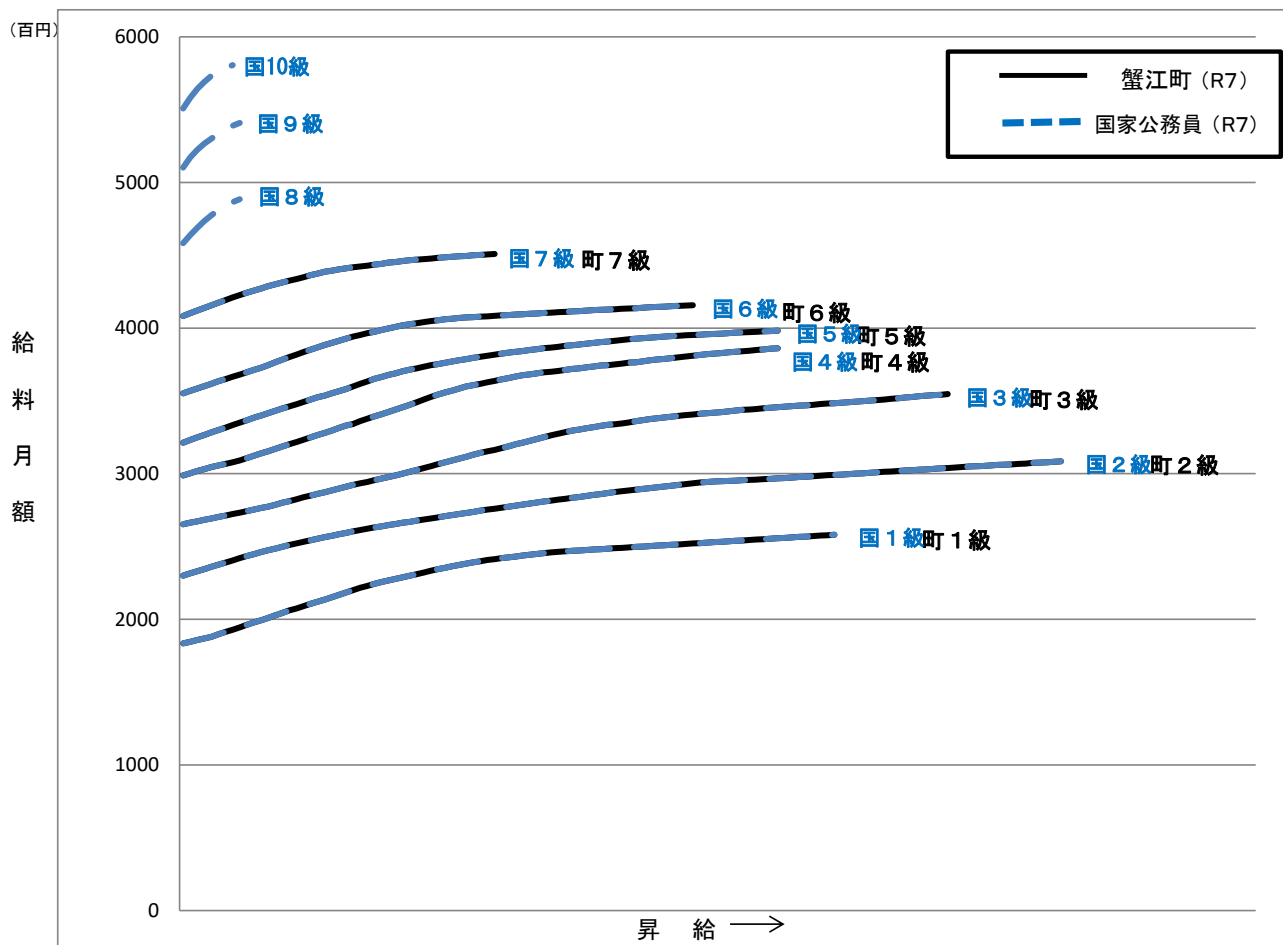
#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	6人	4.4%	408,300円	450,900円
6級	次長	2人	1.5%	355,200円	415,700円
5級	課長	17人	12.4%	321,300円	398,200円
4級	課長補佐	14人	10.2%	298,800円	386,100円
3級	係長・主任	56人	40.9%	265,300円	354,700円
2級	主事	21人	15.3%	230,000円	308,500円
1級	主事	21人	15.3%	183,500円	258,100円

- (注) 1 蟹江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（蟹江町）

令和6年度中における運用	管理職		一般職	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

蟹江町	愛知県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,546 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,884 千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 4～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（蟹江町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

蟹江町	国	
(支給率) 自己都合 19.6695 月分 勤続20年 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分	応募認定・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分	(支給率) 自己都合 19.6695 月分 勤続20年 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分
調整率 83.7/100	調整率 83.7/100	調整率 83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) (退職時特別昇給 無)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 1,657 千円	17,186 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

##### (3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	64,070 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	213,567 千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
蟹江町	7 %	300 人	7 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		5,080 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		83,280 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		19.4 %		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	右記業務に従事した職員	町税及び税外収入の滞納徴収の外勤事務に従事した場とき	0 千円	日額 300 円
犬猫死体処理手当	右記業務に従事した職員	犬猫死体処理に従事したとき	29 千円	1回 500 円
不規則業務手当	消防士	不規則業務に従事したとき	2,453 千円	1夜間 500 円
救急救命士手当	救急救命士	救急救命業務に従事したとき	331 千円	1回 100 円
消防火災救急出動手当	消防士	火災及び救急出動に従事したとき	2,268 千円	火災 1回 300 円 救急 1回 250 円
新型コロナ対応手当	消防士・救急救命士	患者もしくはその疑いのある者に接して行う作業に従事したとき	0 千円	1回 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	90,655 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	340 千円
支給実績（5年度決算）	72,580 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	273 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	配偶者・・・・・・・・・・月額3,000円 子・・・・・・・・・・月額11,500円 その他の扶養親族・・・月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算・・・・・・・・月額5,000円	同じ		22,952 千円	225,022 円
住居手当	借家の場合・・・ 月額16,000円を超える家賃額に応じ月額28,000円を限度に支給	同じ		15,192 千円	276,211 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に応じ月額150,000円を限度に支給 (6ヶ月定期券等の価格を一括支給) 自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて月額2,000円～ 31,600円を支給(2km未満不支給)	同じ		17,052 千円	74,138 円
管理職手当	7級の者 月額79,600円 6級の者 月額66,400円 5級の者 月額59,000円 4級以下の者 月額44,400円	異なる	支給区分 支給額	33,146 千円	690,550 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が、次のとおり勤務した場合に、勤務一回につき以下の金額を支給する。 1 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(週休日等)に勤務した場合 7級及び6級の者 8,000円 5級及び4級以下の者 6,000円 2 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 7級及び6級の者 4,300円 5級及び4級以下の者 3,500円	異なる	支給区分 支給額	304 千円	11,240 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日において、勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給する。	同じ		5,376 千円	89,605 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。	同じ		4,340 千円	97,766 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき4,900円を支給する。	異なる	支給額	4,753 千円	45,701 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料	月額	額	等
給料	町 長	895,000 円	( )	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	745,000 円	( )	920,000 円	559,000 円
報酬	議 長	410,000 円	( )	499,000 円	280,000 円
	副 議 長	325,000 円	( )	430,000 円	214,000 円
	議 員	300,000 円	( )	400,000 円	189,000 円
期末手当	町 長	(6年度支給割合)			
	副 町 長	3.45 月分			
退職手当	議 長	(6年度支給割合)			
	副 議 長	3.45 月分			
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	895,000円×在職月数×0.392	16,840,320 円	任期毎	
退職手当	副 町 長	745,000円×在職月数×0.235	8,403,600 円	任期毎	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

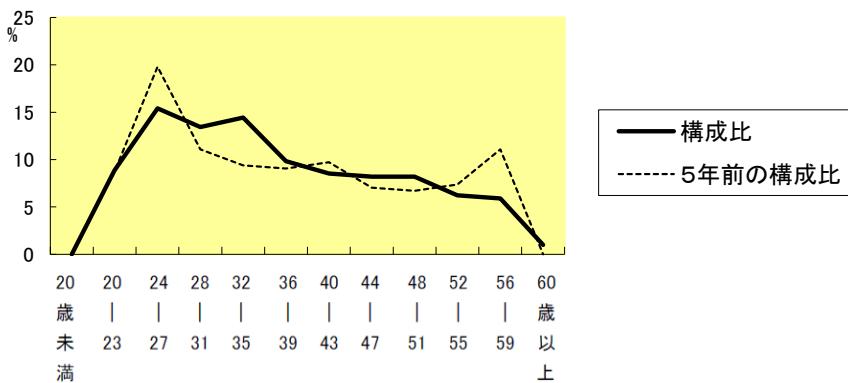
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	区	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和7年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	44	43	1	
		税務	16	16	0	
		民生	95	96	▲1	
		衛生	24	23	1	
農林水産		3	3	0		
商工		7	7	0		
土木		13	14	▲1		
	計	205	205	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.26人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 55.36人)	
	教育部門	23	23	0		
	消防部門	60	59	1		
	小計	288	287	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.63人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.22人)	
公営企業部門等	水道	5	5	0		
	下水道	6	6	0		
	その他	6	6	0		
	小計	17	17	0		
		305 [330]	304 [330]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.21人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	27人	47人	41人	44人	30人	26人	25人	25人	19人	18人	3人	305人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	209	219	215	208	205	205	▲4 (▲3.3%)
教育	22	22	21	23	23	23	1 (▲8.0%)
消防	56	54	59	58	59	60	4 (11.3%)
普通会計	287	295	295	289	287	288	1 (▲1.0%)
公営企業等会計	16	16	16	17	17	17	1 (6.3%)
総合計	303	311	311	306	304	305	2 (▲0.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 672,398	千円 15,088	千円 35,592	% 5.3	% 6.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人 5	千円 21,747	千円 5,066	千円 8,779	千円 35,592	千円 7,118

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 7,100

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
蟹江町	41.0 歳	366,800 円	536,707 円
団体平均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

蟹江町	蟹江町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(6年度) 1,756 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,444 千円
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

蟹 江 町			蟹 江 町（ 一 般 行 政 職 ）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～4.5%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～4.5%)	
(退職時特別昇給	無 )		(退職時特別昇給	無 )	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	1,657 千円	17,186 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績（6年度決算）		1,271 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		254,200 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
蟹江町	7 %	5 人	7 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	0.0 %
手当の種類（手当数）	0

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	1,560 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	312 千円
支給実績（5年度決算）	2,481 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	620 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	配偶者・・・・・・・・・・月額3,000円 子・・・・・・・・・・月額11,500円 その他の扶養親族・・・月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算・・・・・・・・月額5,000円	同じ		1,308 千円	327,000 円
住居手当	借家の場合・・・ 月額16,000円を超える家賃額に応じ月額28,000円を限度に支給	同じ		101 千円	101,000 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に応じ月額150,000円を限度に支給 (6ヶ月定期券等の価格を一括支給)  自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて月額2,000円～ 24,500円を支給(2km未満不支給)	同じ		118 千円	39,333 円
管理職手当	7級の者 月額79,600円 6級の者 月額66,400円 5級の者 月額59,000円 4級以下の者 月額44,400円	同じ		708 千円	708,000 円